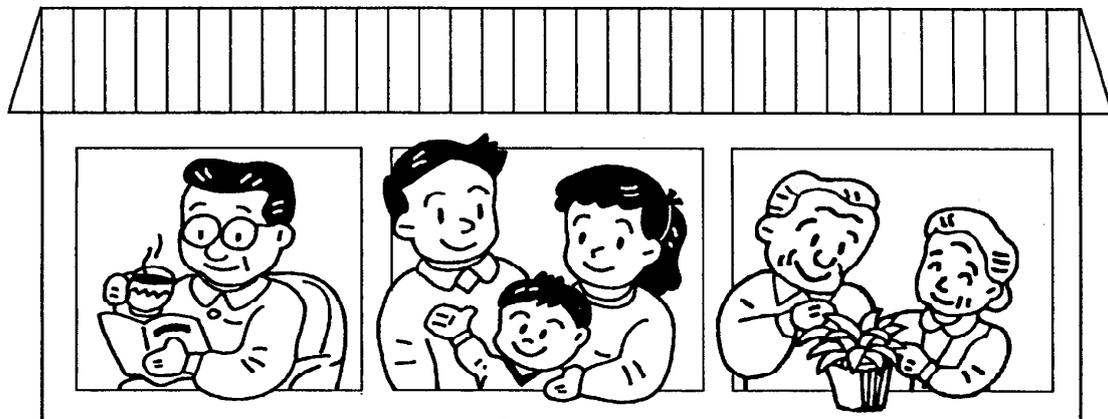


# 道営住宅入居者募集案内

留萌市内の道営住宅の入居者を次のとおり募集します。



## ○申込受付

期 間 令和6年3月12日（火）～14日（木）の3日間  
午前9時から午後5時まで  
場 所 留萌合同庁舎 3F 建設指導課内

## ○公開抽選

抽選会は公開しておりますので都合のつく方はご出席ください。  
日 時 令和6年3月22日（金）  
午前10時00分から抽選予定  
場 所 留萌合同庁舎 3F 入札室

\*\*\*\*\* 申 込 受 付 の 担 当 係 \*\*\*\*\*

北海道留萌振興局  
留萌建設管理部建設指導課主査（建築住宅）  
留萌市住之江町2丁目1番地2 留萌振興局 3階  
電話 0164-42-8451（直通）

\*\*\*\*\*

## ～道営住宅の入居申込みにあたって～

○道営住宅は当選後、ただちに入居出来る住宅ではありません。

当選後、入居資格を審査する為に提出しなければならない書類や手続きがいくつかございます。

全ての審査を通過したのち、4月中旬頃の入居を予定しておりますので、ご了承ください。

また、入居までの大まかな手続きの流れについてはP9の「申込みから入居まで」を参照願います。

○道営住宅では、共用部分の日常的な管理や、共同施設等の維持管理に必要な費用（共益費）の負担を、入居者の皆さんが共同で行っていただきます。

そのための組織として、団地ごとの自治会がありますので、入居者の方は自治会に加入していただいております。

共益費の費用や自治会役員の選定などといったことは、団地ごとにそれぞれルールがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

○団地内及び住宅内で、犬、猫等の動物を飼育することは一時的に預かることを含め、禁止されています。

飼育した場合には、住宅を明け渡していただくことにもなりますので、ご承知おきください。

また、野鳥や野生動物に餌付けすることも固く禁止します。

○家賃及び駐車場料金の納入は、預金口座からの口座振替でお願いします。

口座振替日は、その月の末日です。（末日が休日等により金融機関がお休みの場合は、翌金融機関営業日が口座振替日となります。）

# 募集する住宅及び家賃

■ 一般世帯向け住宅 ■ ※単身者は申し込みできません。

募集区分	団地名	棟番号	住戸番号	間取り	面積 m <sup>2</sup>	階数	家賃 [ 収入分位別 ]					
							1	2	3	4	5	6
①	泉	27	304	3LDK	66.8	3F	18,000	20,800	23,800	26,900	30,700	35,500
②	泉	28	203	3LDK	68.6	2F	19,500	22,500	25,700	29,000	33,100	38,200
③	野本	29	301	2LDK	60.6	3F	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700
④	野本	30	403	3LDK	70.4	4F	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,500

■ 高齢者世帯向け住宅 ■ ※単身者は申し込みできません。

募集区分	団地名	棟番号	住戸番号	間取り	面積 m <sup>2</sup>	階数	家賃 [ 収入分位別 ]					
							1	2	3	4	5	6
⑤	野本中央	A	107	2LDK	63.0	1F	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200

■ 子育て世帯向け住宅 ■ ※単身者は申し込みできません。

募集区分	団地名	棟番号	住戸番号	間取り	面積 m <sup>2</sup>	階数	家賃 [ 収入分位別 ]					
							1	2	3	4	5	6
⑥	サンセット	A	102	2LDK	58.5	1F	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	36,900
⑦	サンセット	A	302	2LDK	58.5	3F	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	36,900

注1) 申込みは、募集区分のいずれか一つとなります。

注2) 一般世帯とは、2人以上の世帯をいいます。

注3) 駐車を各戸1区画用意してあります。(2台目の駐車は認めていません。)

使用申込みできる車両の大きさは、長さ480cm、幅180cm以内の車両とします。(保管区画の状況に応じ、10cm程度は変更可)

駐車場の利用申込みをできる方は、入居許可されている方です。

泉団地の駐車場使用料は1ヶ月2,730円です。

野本、野本中央、サンセット留萌団地の駐車場使用料は1ヶ月3,060円です。

注4) 犬、猫などのペットを飼育することは一時的に預かることを含め、禁止していますので、飼育していることが判明した時点で入居を取り消す場合があります。

# 申込みができる方の資格と要件

道営住宅に入居の申込みをすることができる方は、次の要件に該当する方です。

## 1 一般世帯向け住宅

- ① 道内に居住している方、道外から移住を希望する方
- ② 外国籍の方で外国人登録をされている方
- ③ 持ち家がなく現に住宅に困窮していること。  
 ※持ち家をお持ちで入居申込みしたい方は、一定の条件の下、申込み可能な場合がありますのでご相談ください。  
 ※持ち家を処分された方は、それが分かる登記簿謄本又は売買契約書などを提出してください。
- ④ 入居しようとする世帯全員の収入が、北海道営住宅条例で定める基準の範囲内である。  
 ※P13～19「収入基準と計算方法」及び「収入分位変換表」参照
- ⑤ 入居しようとする世帯全員が暴力団員でない方
- ⑥ 同居する親族があること。(内縁関係にある方、婚約者を含む)  
 ※戸籍上の配偶者がいる場合は、配偶者とともに入居すること。  
 ※婚約中の方は、入居指定日から3ヶ月以内に入籍し、同居できること。
- ⑦ 入居申込者及び同居者に過去、道営住宅での未納家賃等がないこと。
- ⑧ 現在公営住宅(市営住宅など)に入居している方は、P5「住み替えを希望する方の申込み資格」に該当すること。

## 2 高齢者等世帯向け住宅

1の一般世帯向け住宅入居の要件①～⑦を満たしている方で、60歳以上の高齢者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者のいずれかに該当する方。※詳細については、窓口で直接説明いたします。

## 3 子育て世帯向け住宅(入居期限付き)

1の一般世帯向け住宅入居の要件①～⑦を満たしている方で、次の要件にも該当する方。

- ① 同居又は同居しようとしている親族のうち1名以上が小学校就学前
- ② 期限付入居に同意し、指定する書面で承諾出来る方。※  
 ※入居期限は、同居する小学校就学の始期に達するまでの者のうち年齢が最も高い者が中学校に就学する年の3月31日までが原則ですが、12歳に達していない同居者があるときは、申出により入居期限を延長出来る場合があります。

入居後、世帯の状況が変化しない場合

A子	就学前				小学校						中学校			
	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
B郎	就学前				小学校						中学校			
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年
入居	入居期限										延長		明渡	

入居後、世帯の状況が変化した場合

A子	就学前				小学校						中学校				
	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
B郎	就学前				小学校						中学校				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年
入居	入居期限										延長			明渡	

# 住み替えを希望する方の申込み資格

現在公営住宅に入居されている方は、原則として道営住宅に申込みはできませんが、次のような事情にある場合にかぎり、入居申込みができます。

ただし、申込みの時点で収入基準を越える収入のある方は入居資格がありませんので、申込みは出来ません。

- ① 家族数が増えたため住宅が狭くなってしまったので、現在の住宅よりも広い住宅を希望するとき。

家族数	現に入居している住宅の間取り	入居希望可能な住宅の間取り
3人以上	3DK以下	3LDK

- ② 家族数が減ったため住宅が広すぎることになったので、現在の住宅よりも狭い住宅を希望するとき。

家族数	現に入居している住宅の間取り	入居希望可能な住宅の間取り
2人以下	3LDK以上	2LDK

- ③ 入居者または同居者の親、祖父母、子、孫の居住地から約2km以内の地域に所在する道営住宅で親等の居住地から最も近い道営住宅に入居を希望するとき。

- ④ おおむね6ヶ月を越える期間、または将来にわたり定期的に通院を必要とするため、医療機関により近い道営住宅に入居を希望するとき。

ただし、募集している団地の中で医療機関に最も近い道営住宅であり、現在入居している公営住宅と同規模の道営住宅であること。更に、留萌市市営住宅にお住まいの方が、市内に存する他の市営住宅を含めた公営住宅の中で、通院する医療機関に最も近い、あるいは最も交通の利便性が高い、今お住まいの市営住宅と同規模の道営住宅に入居を希望するとき。(最も近い、あるいは最も交通の利便性が高い市営住宅がある場合は道営住宅には申し込みできません。)

- ⑤ 入居者または同居者の転勤等により、現在入居している公営住宅のある市町村以外の市町村にある道営住宅に入居を希望するとき。

- ⑥ 浴室のない公営住宅に住んでいて、浴室のある道営住宅に入居を希望するとき。

# 申込みにあたっての諸注意

- (1) 申込書の太線枠内のすべての欄に、漏れがないよう正確に記入してください。
- (2) 申込み後は記載内容の変更はできません。  
申し込まれる方は、入居希望の団地名および住宅型式（2LDK、3LDKなど）を十分に検討されたうえで申し込みください。申込書に記載した団地、間取りはその後変更することはできません。
- (3) 郵送による入居申込みについて  
入居申込みに当たっては、原則持参受付としておりますが、申込みしようとする道営住宅所在地に居住していないことや持参することが困難な事情がある場合は、郵送による申込みを受け付けます。  
なお、郵送による申込みについては、次のことに留意ください。  
・申込書類に不備があった場合は受付出来ませんので、記入漏れ・誤記・添付書類の不足等がないよう、提出時に再度内容をご確認ください。  
・申込書類に不備がある場合には、記載内容を確認するため、電話により問い合わせるとともに、内容によっては、受付会場に来ていただく場合がありますのでご了承ください。  
・受付完了後に抽選カードを送付しますので、返信用封筒（住所・氏名・84円切手貼付のもの）を同封してください。  
・申込書類の不備についての訂正等の補完手続きが受付期間内に終了しない場合は受付出来ませんので、ご注意願います。
- (4) 電子申請による入居申込みを行う場合のURL  
<https://www.harp.lg.jp>
- (5) 仮当選後の資格審査で、資格要件を満たしていないことが分かった場合、また、申込書の内容に偽りの記入が認められた場合は、仮当選の資格を取り消されますのでご注意ください。
- (6) 申込みは、期間中1世帯につき1戸に限ります。  
1世帯で2戸以上の申込みをしたり、申込みをした人が他の申込者の家族になっている場合など、不正が判明したときも申込みに係るすべての資格が取り消されます。
- (7) 募集戸数を超える申込みがあった場合は、公開抽選会で「仮当選者」および「補欠者」を選びます。
- (8) 「仮当選者」には、入居資格を審査するために必要な書類を持参のうえ、提出していただきます。提出していただく書類は「仮当選通知書」を郵送する際にお知らせしますので申込書に記載された内容を正確に証明できる書類をご用意ください。また、抽選結果は留萌建設管理部建設指導課入口横の壁に掲示するほか、HPでもご覧いただけます。※落選した方への通知はいたしません。
- (9) 「補欠者」は、「仮当選者」が取消しまたは辞退した場合のみ、補欠登録順に連絡し、入居資格を審査します。
- (10) 募集住宅について  
・泉団地・野本団地及びサンセット留萌団地にはエレベーターが設置されています。  
・家賃、駐車場使用料のほかに、共益費が毎月かかります。  
・ストーブ及び照明器具、網戸は各自で用意して下さい。  
・給湯器のリース料がかかります。
- (11) 入居時期について  
・各団地とも、所定の手続きが済んだ後、入居となります。

## (12) 抽選倍率の優遇措置

「特に居住の安定を図る必要がある方」及び「連続して落選された方」に、次のとおり抽選番号を増やす優遇措置を設けています。

**【特に居住の安定を図る必要がある方への優遇措置】**

一般世帯向け住宅については、次の区分に従い、各区分ごとに抽選番号数を1つ増やします。ただし、母子・父子世帯、子育て世帯及び多家族世帯にあつては抽選番号を2つ増やします。なお、該当する場合には申込時に証明書を確認する必要があるので、11ページを参考にご持参ください。

区 分	摘 要
高齢者	<p>○入居申込者が60歳以上の方で、次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居者が60歳以上または18歳未満の親族のみである方</li> <li>・同居者が配偶者のみである方</li> <li>・同居者が配偶者及び18歳未満の親族のみである方</li> <li>・同居者がいない方</li> </ul> <p>○同居者が60歳以上の配偶者のみである方</p> <p>○同居者が60歳以上の配偶者及び18歳未満の親族のみである方</p>
海外引揚者	海外からの引揚者で、引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
障害者	<p>入居申込者又は同居者が障害者基本法第2条に規定する障害者で、次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳「1級から4級まで」の方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳「1級または2級」の方</li> <li>・重度（A）または中度（B）の知的障害者と判定された方</li> </ul>
母子世帯	20歳未満のお子さんと同居する寡婦の方
父子世帯	20歳未満のお子さんと同居する寡夫の方
子育て世帯	小学生以下のお子さんがいる方
多家族世帯	<p>4名以上の同居者がいる方</p> <p>3名以上の18歳未満の親族と同居する方</p>
DV被害者	<p>配偶者防止法第1条第2項に規定する被害者の方で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護又は保護が終了した日から5年を経過していない方</li> <li>・裁判所の保護命令の効力が生じた日から5年を経過していない方</li> <li>・児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方</li> </ul>
犯罪被害者	<p>犯罪被害から5年を経過していない方で、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在住居している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる方</li> <li>・現在居住してる住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、住宅に居住し続けることが困難になったと認められる方</li> </ul>
新婚世帯	入居者及び配偶者（同居者）の年齢の合計が70歳以下であつて、婚姻の届出の日から2年を経過していない方。
転入世帯	入居者又は同居者に、道内の他の各市町村から転入する者がいる。
移住世帯	入居者又は同居者に、道外から移住する者がいる。
原子力事故被害者	平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者

### 【連続落選された方への優遇措置】

連続して落選された方は、2年度目から当選率を引き上げるために抽選番号を増やす「優遇措置」を設けています。前回までに申込みの際に交付された「北海道営住宅抽選カード」を申込み時に必ず提示してください。紛失などで提示できない場合は、優遇措置を受けられません。

#### 抽選番号の増加数

連続落選年度	申込みに伴う番号数 ①	優遇措置による増加数 ②	抽選番号数合計 ①+②
新規年度	1個	0個	1個
2年度目	1個	1個	2個
3年度目	1個	2個	3個
4年度目	1個	3個	4個
◇年度目	1個	◇-1個	◇個

※新規に申込まれた年度において「優遇措置」はありません。(初年度の申込)

※1年度内に1度も申込みがなかった場合、次年度の申込みでは初年度の申込者と同様の扱いとなり、「優遇措置」はありません。ただし、特例(救済)措置として次の要件に該当する方は連続性を喪失しないこととします。

(特例救済措置は原則として前年度(平成30年度)分のみです)

- (1) 道営住宅への入居申込を行わなかった年度において、他の公営住宅(市営住宅等)への入居申込を1回以上行い、全て落選した者(申込したことを証明する書類必要)
- (2) 病気やけがにより医療機関及び福祉施設等に3ヶ月以上入院又は入所し、その期間を含め治療や療養に6ヶ月以上を要したことなどにより申込をできなかった者(医療機関及び福祉施設に入院又は入所したことを証明する書類必要)
- (3) 単身者で、前年度に単身者向け住宅の募集がなかった場合

## 入居予定者の選定

○今回募集する戸数を超える申込があった場合は、抽選を行い、当選者を決定します。  
なお、辞退者の発生した場合を考慮し、若干名の補欠者も選定します。

(補欠者は、今回募集の住戸に関して当選者の入居が完了した時点をもって、その効力を失います。)

○抽選会は次のとおり実施します。

#### 《抽選を行う日時、場所》

●令和6年3月22日(金)

午前10時00分から抽選予定

●留萌市住之江町2丁目1番地2

留萌合同庁舎3階 入札室

※抽選会は公開しておりますので、都合のつく方はご出席ください。

# 申込みから入居まで

- ① 申込受付 3月12日（火）から14日（木）まで  
必要書類（別紙「申込時必要書類について」に記載）  
を持参し提出してください。
- ② 公開抽選 3月22日（金）（共通）  
「仮当選者」のほか、補欠者を募集区分ごとに出します。  
抽選結果は、3月22日（金）より建設指導課入口横の壁と  
建設指導課のホームページに掲載します。  
※電話による問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。
- ③ 仮当選通知書の発送 3月22日（金）  
仮当選者に資格審査のための必要書類をお知らせします。
- ④ 入居資格審査 4月11日（木）  
仮当選者は、4月5日（金）までに必要書類を提出していただき、  
入居資格を審査します。  
※要件を満たしていない場合や期限内に提出されない場合は、当選の資格  
が取り消されます。
- ⑤ 入居の手続 4月中旬頃  
別途指定する期間内に次の手続をしていただきます。  
・ 敷金（家賃の2ヶ月分）の納付  
・ 北海道営住宅入居請書の提出  
※入居可能日を入居請書提出時に振興局と相談して決定します。（最低  
でも、入居請書の提出日より3日ほどお時間をいただいております。）
- ⑥ 鍵の引渡し 鍵の引き渡しは、入居可能日に行います。  
なお、入居可能日より10日以内に入居を行ってください。

※転入世帯で、事情により早めに入居しなければならない場合は、別途ご相談ください。

※審査に要する日数などにより、上記の日程は前後する場合があります。  
あらかじめご了承ください。

# 仮当選後提出していただく書類

「仮当選者」の方に提出していただく書類等は、「仮当選通知書」を郵送する際に文書でお知らせします。審査の結果、入居の資格要件を満たしていないことが分かった場合、また入居申込書に偽りの記載などがあった場合には、仮当選の資格が取り消され、入居することはできません。

「補欠者」の方には「仮当選者」が辞退または取消しになった場合、随時お知らせします。

①入居される方全員の住民票（別居中の方が同居するときは、その方の戸籍謄本又は抄本）

②入居される方で収入がある方全員の収入を証明するもの

市町村が発行する所得・課税証明書（令和5年分）または、下記に該当する収入を証明するもの

区分	収入の状況	証明期間	証明書
給与所得者	現在の勤務先に令和5年1月以前から勤務している	令和5年1月1日～令和5年12月31日	勤務先が発行した源泉徴収票
	現在の勤務先に令和5年1月2日以降に就職して1年間を経過している	直近月から遡って12ヶ月分	勤務先の証明
	現在の勤務先に就職してから、まだ1年間を経過していない	就職月の翌月から直近月分まで	
年金受給者	令和5年1月以前から年金を受給している	令和5年1月1日～令和5年12月31日	公的年金等の源泉徴収票
	令和5年1月以降から年金を受給している		直近の年金額改定通知書
事業所得者	自営業	令和5年1月1日～令和5年12月31日（令和5年分）	確定申告書（受付控え）
その他	生活保護を受けている		福祉事務所又は振興局の証明
無職無収入	高校生以上の方で無職無収入	申し込み時点	無職無収入申出書（別記様式第3）に、R05年以降に離職した方は離職票等、R05年より前から無職無収入の方は市町村が発行する所得証明書を添付してください。

注1：同居しようとする親族が婚約者である場合、婚約者の収入の有無を証明するもの。

注2：配偶者（内縁関係を含む）で所得税法上扶養になっていない場合、配偶者の所得の有無を明らかにするもの。（退職した場合は退職証明、雇用保険受給票又は離職票を持参）

注3：雇用保険の一時金受給者は受給カードの写し。  
 ただし、冬期間失業し再度同じ職場に勤務する場合は、勤務先が発行する源泉徴収票。

④家族全員の健康保険証

⑤賃貸住宅入居者は、家賃支払いを確認できるもの  
 （家賃通帳、払い込み通帳等）

⑥その他特別な事情等がある方の書類

区 分	証 明 書
身体障害者手帳等の交付を受けている方	交付を受けている手帳又は判定書
内縁関係にある方	住民票の謄本
市町村営住宅の入居者	住み替え要件に該当することを証する書面
寡婦又はひとり親世帯	源泉徴収票などの税法上の寡婦又はひとり親の確認ができる書類
婚約者	婚約証明書（振興局様式） 成人2人の署名・押印・住民票が必要
D V 被害者	婦人相談所長の証明書 裁判所の保護命令決定書 等
犯罪被害者	「犯罪被害等に関する申告書」を提出してもらい、北海道から警察署に照会し内容を確認します。その他、 <u>事実関係を確認できる書類を添付していただきます。</u>
海外引揚者	道援護事務主管課長の証明書 等
新婚世帯	戸籍謄本 等
原子力事故被災者	避難元市町村が発行する居住実績証明書

⑦その他入居資格審査に必要とされる書類

# 入居決定後の手続き

入居決定後に次の手続きを行って下さい。

①道営住宅入居敷金（家賃の2ヶ月分）を振興局発行の納付書により納めていただき、領収書をご持参下さい。

②北海道営住宅入居請書

※緊急時における連絡先の記載が必要です。相手方から事前に了承を得られるよう、準備のほど願います。

③駐車場許可申請書（駐車場を使用される方）

④その他

◇入居可能日を指定しますので、10日以内に入居して下さい。

◇鍵の引渡しは、入居可能日に行います。

◇入居後は、その住宅の管理人及び自治会役員に入居の報告をしてください。

◇今後の家賃額は、毎年8月に「収入申告書」（振興局から書類が送付されます。）を提出していただき入居者の収入、世帯構成、住宅の利便性等をもとに決定します。したがって、入居後に家族に異動（出生、転出等）若しくは収入のある方に変更が生じた（転職、新たに就職）場合には、必ず届け出が必要となります。（家賃が変わる場合があります。）

なお、年金収入など、年間を通して収入額が変わらない場合であっても、「収入申告書」は提出しなければなりません。

また、「収入申告書」の提出がない場合には、近傍同種の住宅の家賃（市場家賃）を課すこととなりますので、ご注意ください。

※近傍同種の住宅の家賃（市場家賃）とは、民間家賃に準じて算出されたものをいい、原価償却費、修繕費、管理事務費等を計算したもので、そのもっとも高い家賃です。

# 収入基準と計算方法

## 1 給与所得者の場合

収入基準・収入分位の早見表 (申込み家族の中で、給与所得者が1人だけのときの年間総収入金額)

階 層	収入 分位	月額所得額 (収入基準額)	申 込 家 族 数(同居しない扶養親族含む)					
			年 間 総 収 入 金 額					
			単身	2人	3人	4人	5人	6人
入 居 階 層	1	0 104,000	0 2,043,999	0 2,583,999	0 3,127,999	0 3,663,999	0 4,135,999	0 4,611,999
	2	104,001 123,000	2,044,000 2,367,999	2,584,000 2,911,999	3,128,000 3,451,999	3,664,000 3,947,999	4,136,000 4,423,999	4,612,000 4,895,999
	3	123,001 139,000	2,368,000 2,643,999	2,912,000 3,183,999	3,452,000 3,711,999	3,948,000 4,187,999	4,424,000 4,663,999	4,896,000 5,135,999
	4	139,001 158,000	2,644,000 2,967,999	3,184,000 3,511,999	3,712,000 3,995,999	4,188,000 4,471,999	4,664,000 4,947,999	5,136,000 5,423,999
基 準 階 層	5	158,001 186,000	2,968,000 3,447,999	3,512,000 3,943,999	3,996,000 4,415,999	4,472,000 4,891,999	4,948,000 5,367,999	5,424,000 5,843,999
	6	186,001 214,000	3,448,000 3,887,999	3,944,000 4,363,999	4,416,000 4,835,999	4,892,000 5,311,999	5,368,000 5,787,999	5,844,000 6,263,999

(注) 所得者が2人以上いたり、また、特別控除の項目に該当する方がいる場合はこの表に該当しません。  
(この場合16、17ページを参照のこと)

裁量階層についての説明は、15ページをご覧ください。

## 2 年金所得者の場合

対象となる年金 厚生年金、国民年金、恩給などの年金で所得税が課税されるものが対象となります。

収入基準・収入分位の早見表 (申込み家族の中で、**年金所得者**が1人だけのときの年間総収入金額)

	階層	収入分位	月額所得額 (収入基準額)	申 込 家 族 数(同居しない扶養親族含む)				
				年 間 総 収 入 金 額				
				単身	2人	3人	4人	5人
65歳以上	入居収入基準	1	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,448,011	2,828,011	3,208,011	3,684,015	4,180,014
		2	104,001	2,448,012	2,828,012	3,208,012	3,684,016	4,180,015
			123,000	2,676,011	3,056,011	3,481,349	3,988,015	4,448,249
		3	123,001	2,676,012	3,056,012	3,481,350	3,988,016	4,448,250
			139,000	2,868,011	3,248,011	3,737,349	4,227,072	4,674,131
	4	139,001	2,868,012	3,248,012	3,737,350	4,227,073	4,674,132	
		158,000	3,096,011	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	
	裁量階層	5	158,001	3,096,012	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368
			186,000	3,476,015	3,982,682	4,443,543	4,890,602	5,337,661
		6	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662
			214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955

65歳未満	入居収入基準	1	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,164,015	2,670,682	3,177,349	3,684,015	4,180,014
		2	104,001	2,164,016	2,670,683	3,177,350	3,684,016	4,180,015
			123,000	2,468,015	2,974,682	3,481,349	3,988,015	4,448,249
		3	123,001	2,468,016	2,974,683	3,481,350	3,988,016	4,448,250
			139,000	2,724,015	3,230,682	3,737,349	4,227,072	4,674,131
	4	139,001	2,724,016	3,230,683	3,737,350	4,227,073	4,674,132	
		158,000	3,028,015	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	
	裁量階層	5	158,001	3,028,016	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368
			186,000	3,476,015	3,982,682	4,443,543	4,890,602	5,337,661
		6	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662
			214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955

### 道営住宅入居申し込みの際、収入とならないもの

- ◇障害年金
- ◇生活保護法による扶助費
- ◇雇用保険金
- ◇親等からの仕送り
- ◇労災保険金
- ◇休業補償
- ◇遺族年金(恩給)

### 3 事業所得者等の場合

収入基準・収入分位の早見表 (申込み家族の中で、**事業所得者**が1人だけのときの年間総収入金額)

階層	収入分位	月額所得額 (収入基準額)	申 込 家 族 数(同居しない扶養親族含む)					
			年 間 総 所 得 金 額					
			単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
入 居 階 層	1	0 }	0 }	0 }	0 }	0 }	0 }	0 }
		104,000	1,248,011	1,628,011	2,008,011	2,388,011	2,768,011	3,148,011
	2	104,001 }	1,248,012 }	1,628,012 }	2,008,012 }	2,388,012 }	2,768,012 }	3,148,012 }
		123,000	1,476,011	1,856,011	2,236,011	2,616,011	2,996,011	3,376,011
3	123,001 }	1,476,012 }	1,856,012 }	2,236,012 }	2,616,012 }	2,996,012 }	3,376,012 }	
	139,000	1,668,011	2,048,011	2,428,011	2,808,011	3,188,011	3,568,011	
4	139,001 }	1,668,012 }	2,048,012 }	2,428,012 }	2,808,012 }	3,188,012 }	3,568,012 }	
	158,000	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011	
裁 量 階 層	5	158,001 }	1,896,012 }	2,276,012 }	2,656,012 }	3,036,012 }	3,416,012 }	3,796,012 }
		186,000	2,232,011	2,612,011	2,992,011	3,372,011	3,752,011	4,132,011
6	186,001 }	2,232,012 }	2,612,012 }	2,992,012 }	3,372,012 }	3,752,012 }	4,132,012 }	
	214,000	2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011	4,468,011	

#### 裁 量 階 層

裁量階層とは、次の条件に該当する場合です。

- ①入居者又は同居者に、障害者基本法第2条に規定する障害のある方がいる場合  
(身体障害)：身体障害者手帳「1級から4級まで」の交付を受けた方  
(精神障害)：精神障害者保健福祉手帳「1級又は2級」の交付を受けた方  
(知的障害)：重度又は中度の知的障害者(児)と判定された方
- ②入居者本人が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合
- ③入居者又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が国土交通省令で定める程度の方がいる場合
- ④入居者又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる場合
- ⑤入居者又は同居者に、海外からの引揚者で日本に引き揚げ後、5年を経過していない方がいる場合
- ⑥入居者又は同居者に、ハンセン病療養所入所者等に対する賠償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等がいる場合
- ⑦同居者に小学生以下の子がいる場合
- ⑧同居者に18歳未満の者が3名以上ある場合
- ⑨入居者及び同居者であるその配偶者(婚姻の予約者を含む。)の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、その同居を開始した日。)から2年を経過していない場合
- ⑩入居者又は入居と同時に同居を開始する方に、道外から移住する方がいる場合

4 申込家族の中に収入のある方が、2人以上いる場合または、特別控除対象者がいる場合の収入基準を計算する方法

給与所得者1人ずつの年間所得金額の算出表

(給与所得者が2人以上いる場合)

年間総収入金額 (円)	所得の計算方法
0 ~ 550,999	所得は 0 円
551,000 ~ 1,618,999	(総収入金額) - 550,000 = 円
1,619,000 ~ 1,619,999	1,069,000 円
1,620,000 ~ 1,621,999	1,070,000 円
1,622,000 ~ 1,623,999	1,072,000 円
1,624,000 ~ 1,627,999	1,074,000 円
1,628,000 ~ 1,799,999	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000 = 円
1,800,000 ~ 3,599,999	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000 = 円
3,600,000 ~ 6,599,999	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000 = 円
6,600,000 ~ 8,499,999	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000 = 円
8,500,000 ~	(総収入金額) × 0.95 - 1,950,000 = 円

※端数金額は1,000円単位で4で割り切れる額を総収入金額とする。

年金所得額の計算

受給者の年齢	公的年金等の総収入額	所得の計算方法
65歳以上の方	1,100,000円まで	所得は 0 円
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 1,100,000 =
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000 =
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000 =
65歳未満の方	600,000円まで	所得は 0 円
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 600,000 =
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000 =
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000 =

## 控除金額の計算

控 除 名	控 除 の 内 容	計 算 の 方 法
a 基礎控除振替 給与所得者 公的年金等所得者	給与所得、年金所得を有する方 ただし、給与、年金所得の双方がある場合はその合計額から10万円の控除となる	$100,000円 \times ( )人 =$ 所得が10万円未満のときはその金額
b 親 族 控 除	入居しようとする親族（本人を除く） 及び遠隔地扶養親族（所得税法上の扶養）	$380,000円 \times ( )人 =$
c 寡 婦 控 除	以下のうち、ひとり親に該当しない方 ①『夫と離婚した後婚姻していない方』で、 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が500万円以下の方	$270,000円 \times ( )人 =$ 所得が27万円未満のときはその金額
d ひ と り 親 控 除	『現に婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	$350,000円 \times ( )人 =$ 所得が35万円未満のときはその金額
e 老人扶養親族 控 除 老人控除対象 配 偶 者	70歳以上の扶養親族又は控除対象配偶者	$100,000円 \times ( )人 =$
f 障 害 者 控 除	身体障害者手帳、戦傷病者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 精神保健指定医などから知的障害と判定された方	$270,000円 \times ( )人 =$
g 特別障害者控除	身体障害者手帳の交付を受けている方で一級又は二級の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で一級の方 重度の知的障害者と判定された方	$400,000円 \times ( )人 =$
h 特定扶養親族 控 除	16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者は除く）	$250,000円 \times ( )人 =$

○収入計算表

1. 所得

	総収入金額	控除後の所得
(1) 本人	円・・・	円
(2) 同居親族(A)	円・・・	円
(3) 同居親族(A)	円・・・	円

計

①

円

2. 控除

(a) 基礎控除	10万円 × 人	円	所得10万円未満の時はその金額
(b) 同居親族	38万円 × 人	円	
(b) 別居の扶養親族	38万円 × 人	円	
(c) 寡婦	27万円 × 人	円	所得27万円未満の時はその金額
(d) ひとり親	40万円 × 人	円	所得40万円未満の時はその金額
(e) 老人扶養(満70歳以上)	10万円 × 人	円	
(f) 特別障害者	40万円 × 人	円	
(g) 障害者	27万円 × 人	円	
(h) 特定扶養(16歳以上23歳未満)	25万円 × 人	円	

計

②

円

3. 月額所得額の算定

$$\frac{\text{①} \text{円} - \text{②} \text{円}}{12 \text{ヶ月}} = \text{円}$$

# 収入分位変換表

13～18ページで計算した月収額を表1に当てはめ、ご自分の収入分位を決定して下さい。家賃一覧表（3ページ）のご自分の収入分位のところが家賃となります。

（表1）

	月 収 額	収 入 分 位
一 般 階 層	0円～104,000円	1
	104,001円～123,000円	2
	123,001円～139,000円	3
	139,001円～158,000円	4
裁 量 階 層	158,001円～186,000円	5
	186,001円～214,000円	6